

令和8年度保健健委第 46 号 静岡市デジタルデバイスを活用した保健指導サービス導入業務
プロポーザルに関する質問事項及び回答

番号	質問事項	回答
1	「プロポーザル実施要領」P3、6 企画提案書(1)書式③企画提案書・副本につきまして、「提案者名を特定できる内容の記述(社名、ロゴマーク等)を記載しない」とございますが、利用者の健康関連情報のモニタリングに必要なデジタルデバイス・スマホアプリに関しても使用する製品名、社名を伏せる必要がございますでしょうか。	提案者名を推測できる場合には、製品名、社名を伏せてください。
2	利用者 1 人あたり単価 39,600 円(税込)には、デバイスの紛失・破損・初期不良時の交換対応費用も含まれる認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。業務を実施するために必要な一切の経費を含みます。
3	利用者の事情によりサービス提供が途中で中断した場合の、委託料減額の算定方法(日割・月割・一定率等)があらかじめ定められていればご教示ください。	・申込みがあった者に対して、デジタルデバイスを発送したが、初回面接に至らなかった場合 2,200 円(うち消費税及び地方消費税の額 200 円) ・初回面接を実施した者について、最終面接に至らなかった場合 〇〇円(うち消費税及び地方消費税の額〇〇円) ※1人当たりの委託料単価の 8/10
4	プレゼンテーション時について提出させていただいた企画提案書のみを用いての説明になりますでしょうか。新たな資料(画面キャプチャ等)による説明は認められますでしょうか。	企画提案書に基づいたパワーポイント等で説明してください。企画提案書の内容を補足する資料であれば認めますが、企画提案書に記載のない内容を新たに提案しても採点対象としません。
5	副本およびプレゼン資料において、UI 画面内にサービス名(製品名・商標)が表示されることは、提案者特定に該当しますでしょうか。	提案者名を推測できる場合には、サービス名を表示しないでください。

6	サービス終了後、デバイスの継続利用を希望する利用者への対応について、市として想定する標準的な考え方(有償・無償等)があればご教示ください。	サービス終了後のことについては、市は関与しません。ただし、終了前のご案内はお控えください。
7	体重以外のデータ(歩数・睡眠等)の取得は、必須ではなく提案の加点要素という理解でよろしいでしょうか。	内容によって、採点に加味される場合があります。